

軽井沢町議会定例会条例

軽井沢町議会定例会条例（昭和31年輕井沢町条例第16号）の全部を改正する。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による軽井沢町議会の定例会は、年1回とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了又は議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年2回とする。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。